The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	為隆と顕隆 : 勧修寺流藤原氏と「続古事談」
Author(s)	荒木, 浩
Citation	語文. 2002, 79, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69009
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

為隆と顕隆

――勧修寺流藤原氏と『続古事談』――

荒木　浩

一

『続古事談』は、巻二「臣節」に、藤原為房が参議に任ぜられたときの申慶について、次のように描く。

為房宰相になりて、よろこび申しけるに、子孫六人前駈したりけり。為隆・顕隆中弁にてあり。重隆叡負佐なり。そのほか孫どもなり。世の人「子孫繁昌ことのほかなり」となんいひける。(二・三七)[1]

右は、天永二（一一一一）年正月春の除目（二十三日入眼）で、為房（六十三歳）が、蔵人頭から任参議した折のこと。説話叙述は、除目前後の事柄を詳細に描く『中右記』同月二十四日条の末尾、次掲傍線部の記事に拠る。[2]

…今日、新中納言能俊〈別当。被二申慶一之間、還着以前、仍着二長下襲一〉、忠教、宰相為房、実隆、頭中将、頭弁、皆申慶也。抑宰相為房、以二子族一為二前駈一。左中弁顕隆、右中弁為隆、右衛門権佐重隆、出雲守顕頼、蔵人左近将監顕能、修理亮憲隆、進士朝隆。一家之繁昌、千載勝事也。（「増補史料大成」）

『続古事談』で、「世の人」の発言とされる「子孫繁昌ことのほかなり」が、ほぼ同意で、『中右記』記主宗忠の評言「一家之繁昌、千載勝事也」対応する。それもこの説話が、『中右記』を直接の出典とすることの、有意な徴証であるが、[3]出典との距離について詰めておくべき点が無いわけではない。それは、「子孫」の名前の挙げ方の違いである。

たとえば、『続古事談』は「子族」を「子孫」と換言し、「六人」というが、『中右記』には、計七人の名前が挙がる。その内、『続古事談』にも名前が載るのは三名の子息のみで、為隆・顕隆・重隆の同母（母源頼国女）兄弟。「そのほか」の名前を挙げられなかった四人の内、顕頼（顕隆子）・顕能（顕隆子）・憲隆（為隆子）は確かに「孫」に相当するが、朝隆のみは「為房六男」（『公卿補任』）、異母の子。[4]ただし、「為隆為レ子」（同上）、孫でもあった。『続古事談』の言語表現に沿う限り、残る三人の中に「子」としての彼の実在は無視され、おそらくは「孫」として、永久四（一一一六）年の叙爵前で文章生（進士）であるとして員数外に扱われているのだろう。[5]『続古事談』は本話の説話化に際し、三人の同母子息とそれ以外とで、

アクセントをつけて叙述しているのであり、出典の人名羅列の、踏襲を意図していない。

如上の着目は、さらにもう一点、一見微細な入れ替えが、出典と本話との間で行われていたことに気づかせる。

左中弁顕隆、右中弁為隆、右衛門権佐重隆…（『中右記』）

為隆・顕隆中弁にてあり。重隆靫負佐（＝衛門佐の唐名）なり…（『続古事談』）

『中右記』では、官位の順に従って、兄弟を逆順に、弟顕隆（左中弁従四上）―兄為隆（右中弁従四下）と叙述するのに対して、『続古事談』は、位階に言及しない出典に乗じ、彼らの役職を「中弁」と統括することを得、序列を兄弟の順に復して、為隆―顕隆と語り変えているのである。

これを、常識的な序列にしたがった、ささいな変改、と看過してしまうことはできない。その理由の一つは、本話の直前に、弁官の出世争いに関する執念の説話が載るゆえである。

道方民部卿頭左中弁とて、位階の上臈にてありけるに、をの〳〵のぞみ申けるに、「道方なるべし」ときゝて、説孝わきの陣の床子の座にて、南に向て念じ入たりけるに、夢のごとく春日山を見て、たのもしくおもひて、道方に云やう、「いかでか我をこえ給べき」とて、なみだをのごひたりければ、血の涙にてそでにつきたりければ、道方おそれをなして、このたびはなるまじきよしを申てけり。此く説孝は左大弁までなりたりけるに、三条院東宮御時、みくりやの事によりて、びんなくおぼしめされたりければ、昇進かなはじとや思けん、弁を捨て播磨に成たりけり。（二・三六）

注釈的に要点を見れば、源道方（九六九〈異説あり〉～一〇四四）は宇多源氏、源重信（雅信とも）五男。藤原説孝は、為房の曾祖父宣孝の兄に当たる高藤流藤原氏（九四七～没年未詳）。勧修寺「西堂長者」（四代）[6]。「位階の上臈」云々は、左中弁道方が、寛弘五（一〇〇八）年正月に、二十歳以上も年上の非参議右大弁説孝を越えて、正四下で蔵人頭に任ぜられ、さらに同年七月の除目で、位も逆転、「左中弁道方叙二正四位上一〈造宮行事賞令レ申レ之〉。右大弁説孝正四位下也。大弁下臈、中弁上臈、太無二便宜一歟。件事大丞愁云々。大中弁間、其中不レ宜。各吐二悪言一云々」（『小右記』同二十八日条、「大日本古記録」）と、そのことが契機となった不仲が伝えられている人事（『蔵人補任』『弁官補任』ほか）を指す。

「をのののぞみ申し」たのは、「左大弁」の地位。寛弘六年三月四日臨時の除目（『御堂関白記』同日条）で、藤原行成が参議左大弁から権中納言となって弁官を去り、その後任として六十三歳の説孝が任ぜられた。説孝の後任（右大弁）は、道方。六十三という年齢は前出為房の任参議の時と同じ。しかし三年後、三条朝寛弘九（長和元）年八月十一日、左大弁正四下の説孝は、望んで播磨の守に任ぜられる（『小右記』長和元・七・二十一、『御堂関白記』同八・十一）が、説話の文脈が伝えるように、それはやはり挫折であろう。[7]

三七話の直前にはこうした、年令の逆転した「位階の」上下と弁官職の昇進をめぐる、隠微ながら厳しい争いをテーマとする説話が存在していた。一方、三七話の出典『中右記』二十四日条は、先の引用に続けて「寛弘之比、為輔（＝説孝・宣孝父）中納言以後、公卿久絶。今此相公（＝参議の唐名。為房を指す）高継二家門一。誠是面目至歟」と為房の先祖に思いをはせ、その一門に公卿の出来が実に

久しぶりであることに言及、為房の面目を讃えている。ならば三六―三七話の間には、「為輔」「以後」の「公卿久絶」と、為輔子説孝の公卿挫折という連関が存在し、為房の昇進と「子孫繁昌」は、「家門」に連なる説孝の無念をも晴らしている、と読める。また、三六話の人事は、いま問題としている二・三七の天永二年の除目で、藤原実行が「右大弁長忠并びに顕隆・為隆等を含む「上臈十余人」を「越」えて「蔵人頭」に任ぜられた折、「超二非参議大弁位階上臈一」「希代」の一例（「寛弘末左中弁道方補二蔵人頭一、越二右大弁説孝一之例」）として回顧されている（『中右記』二十三日条）。

如上の密接な連関も綾なされつつ、[8] 前話の弁官の上臈下臈の争いという話柄が、三七話の始まりを領導する。その区分を「中弁」とのみ記すことであえて曖昧にし、さらに為隆と顕隆を入れ替えて叙述していることは、無視できないどころか、真っ先に読み解くべき、弁別的な特徴であろう。

二

のみならず、より本質的なもう一つの理由がある。実は、この二人には官位の上下と直結する家系庶嫡逆転の史実があったと『尊卑分脈』が伝えていることである。同書は、為房子として、舎兄である為隆を顕隆の下に配し、それは為隆が顕隆の下臈「後進」である故。「不レ依二年齢一嫡庶所見古今所レ知也」（「新訂増補国史大系」）という。[9]

じじつ、あたかも説孝と道方のように、この二人の為房の子息の間に、弁官職上の上臈下臈の問題は厳しく現前していた。顕隆は堀河朝承徳二（一〇九八）年十二月、二十七歳で右少弁。三歳年上の為隆は同朝長治二（一一〇五）年、三十六歳（『職事補任』『弁官補任』では三十七）でようやく右少弁正五下に任じられている。その時顕隆は左少弁正五上。翌三年顕隆右中弁、為隆権右中弁。翌嘉承二年七月十九日鳥羽践祚、顕隆三十六歳で左衛門権佐・右中弁のまま五位蔵人となり三事兼帯。前代堀河朝に五位蔵人だった為隆は、同日退任。十月になって父為房が正四位上、五十九歳で蔵人頭に昇任。天仁二（一一〇九）年顕隆従四下（五位蔵人を去）に上り、左中弁に転じ、為隆も従四下右中弁に昇進。翌天永元年顕隆は従四上に昇り、この除目時に至る。顕隆四十歳、為隆四十二歳。なお重隆は従五位下三十六歳で右衛門権佐。

永久三（一一一五）年四月父為房が没するが、前々年、永久元年正四下に昇進した顕隆に対し、次年の永久二年、為隆は二階位を上げ、顕隆正四下左中弁、為隆正四下右中弁と僥倖の如く位を並べて、父の死を迎えるかたちになる。

だが、父死後、八月に顕隆は正四下右大弁兼蔵人頭へと昇進、正四下左中弁の為隆とは再び格差が広がる。その後、二人の上下関係は、顕隆が、大治四（一一二九）年正月十五日、正三位権中納言（五十八歳）で没するまで、逆転することはなかった。[10]

しかし、『続古事談』のように、「中弁」とのみ役職を記述し（それは正確ではないが、誤りでもない）、為隆・顕隆の順に戻しているテクストだけを読むと、兄弟間の逆転は顕在せず、二人の出世は父に順当に追随して、「子孫繁昌」、いずれ、筆頭にいる長子為隆が後嗣となるのだろう、という文脈が発生する。後嗣とは、この場合、所謂「勧修寺流藤原氏」（橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」注6所掲）における、勧修寺（西堂）長者の継承をも意味する。

勧修寺流と呼ばれる一門は、醍醐外祖高藤流であるが、醍醐が母胤子のために建立した勧修寺の中に、高藤男定方が建立した西堂が「氏寺」的存在となり、定方の忌日（八月四日）に合わせて勧修寺八講という法会が行われ、「氏人」は多くこの法会に参集し、また参加することで、この親族集団に所属することを確認する。「京楽（＝真帆子）氏によれば…この親族長者の長である勧修寺長者は①仏事（勧修寺八講）の主催、②家門のこと（政治的な機能か）、③共有財産（勧修寺文書）の管理を権能とし、一門中の最高官位者がその地位を継承した」[11]。その親族長者を「「西堂長者」あるいは単に「長者」と呼」ぶ（京楽真帆子「平安時代の「家」と寺――藤原氏の極楽寺・勧修寺を中心として――」（『日本史研究』三四六、一九九一・六）が、その「長者は高藤流の「長」としての性格を有していたのである」（『公家と儀式』「勧修寺家の一千年」、京楽氏執筆、注6所掲）。「中興の祖」（平山敏治郎注11所掲書）である為房は十三代長者。

勧修寺長者を「一門中の最高官位者が勤めるという慣例」が、「さらに明確にあらわれるのが、為房の息子為隆・顕隆兄弟の場合である。前述の如き官位の推移の中で、「為房の死後、長者を継いだのは長男為隆であった。当時」二人の「位は等しく、官も同じく中弁であったため、年長者が選ばれた」。「しかし、その後の除目で…位は同じであるが、弟の方が官が上臈となったと判断し、為隆は弟長者を譲っている」[12]

そうした長者相承の事情を、大治四年七月二十七日、弟顕隆の死後の「勧修寺御八講事」を定申の折、為隆自身が次のように回顧している。

抑大蔵卿（＝父為房）御事之後、永久三年予（＝為隆）為二長者一。及二元永二年一、行二御八講一之後、譲二顕隆卿一。雖レ有二弟兄之義一、為二官位之上臈一〈顕隆頭右大弁、予左中弁。但先例雖二下臈一、皆行レ之。只随二当時一也〉。思二向後之昇進、修身之下次一也。雖レ存二先例一、於レ事有レ憚。加之長者辞退、民部卿（＝泰憲）例近存乎…（『永昌記』大治四年七月二十七日条「増補史料大成」、平山前掲書、京楽前掲論文参照）。

父の死後、永久三年、長者となった為隆は、元永二（一一一九）年の八講を終えた後、弟より下臈であり、今後もそうであると予想されるという理由で、しかし下臈が長者を勤める「先例」があることを重々強調した上で、藤原泰憲が長者を辞退した、という先例もあることとて自ら長者を辞退、弟顕隆に譲った、というのである。

史実としての如上は、『続古事談』の文脈の、期待の地平と大きく齟齬している。しかし、その状況を決定的に変えたのが、早く訪れた弟の死であった。「而不慮之外、去正月十五日忽然薨逝」という事態を承け、西堂長者の有つべき「勧修寺文書」を、顕隆子息顕頼が、為隆のもとに送ってくる。以下『永昌記』は、六つの条件を数え上げて、「両度長者」となる決意を記すが、その条件の中に、一門の中で自分だけが公卿であることが繰り返し述べられているのである（「当時独為二公卿一。又無二上臈一」、「公卿以後、尤可レ行二御寺事家門之事一。奉二仕三宝一、可レ不レ執二天与一哉」、同上）。

こうして、あの一見ささやかな『続古事談』の配慮は、きわめて興味深いものとなろう。三七話の描く勧修寺流の「子孫繁昌」は、官位と生死との、屈曲した運勢の推移を経て成立したこの兄弟の嫡庶関係を結果論的に遡及し、父為房出世の時点においても、為房―為隆という嫡流の流れがあったと、当初からの所与、繁栄の内の前

提として描こうとしているように読める。[13]

三

それでは、為隆と顕隆に対する上記の微妙な違いは、『続古事談』総体の説話編成にどのように対応しているのだろうか。

為隆は、巻二「臣節」ではなく、既に巻一「王道　后宮」に一一、一二、一三と三話も採択され、堀河天皇と白河院の間を、剛腕と知性で活躍し事務を処理する「左大弁」として描かれる。「堀川院位の御時、坊門左大弁為隆、職事にて、太神宮のうたへを申入るに、主上御笛をふかせ給て、御返事もなかりければ、為隆白河院に参て、「内裏には御物気おこらせおはしましたり、御祈はじまるべし」と言い放ち、堀河を「いとはづかしきことなり」言わしめた逸話（一・一一）、堀河院が愛着した「なにがしのつぼ」の「柑子」を「蔵人滝口などあつまりて、木をからさじとて、家をつくりおほへりけるを、為隆参てこれを見て、「あれは何事ぞ、さる事やは有べき」とて、御倉の小舎人をめして、散々にこぼたせてければ、木程なくかれにけれども、人ちからもおよばず、君もおほせらるゝ事なし」と処理した説話（一・一二）、と続く一連の為隆説話の最後は、次の如くである。

白河院の御前にて、為隆事を奏しけるに、題目事の外にかさなりて、うるさげに思食たりけるを、此次に申文のあるかぎり奏しはてんと思て、しらずがほにて申ゐたりけるに、申文今四五通ばかりになりて、院たちておはしまさんとしけるに、為隆みずがほにて「祭主大中臣某謹申請天裁事」とよみきかせまいらせたりければ、「太神宮の訴よな」とて、かへりゐさせ給にけり。それをちからにて、残をも申はてゝぞいでにける。すべてかやうにをしがらありて、ゆゝしかりける人なり。（一・十三）

一連は、本話末評語、「すべてかやうにをしがらありて、ゆゝしかりける人」、としてまとめられる。確かに器量才気ともに優れていたらしい彼（『後拾遺往生伝』）は、父為房と同様、院別当を経た（『中右記』天仁元・十一・五、院別当・殿下（＝忠実）家司、堀河没後一年余。天永三・十二・二十六にも）が、むしろ「関白摂政のうしろみ」（『大槐秘抄』「群書類従」）たる「家司」として、摂関家との関係を深くしていたようだ（橋本義彦前掲論文）。それが『続古事談』では、説話が巻一に納められるように、いずれも白河・堀河をめぐる院・帝との関係で語られている。[14]

一方逆に顕隆は、「よるの関白」（『今鏡』「講談社学術文庫」）といわれ、「為二本院女院執行別当一、知二天下之万事一」（『中右記』大治四年正月十五日条）とその死に際し回顧されるように、白河院近臣として力を伸ばす。それは、後代、代々摂関家に仕えていたはずの勧修寺流が、院近侍の輩となったのは、顕隆流に始まる、という認識（「凡観修寺之輩、代々自二執政之家一出身。而顕隆、顕頼（＝顕隆子）、光頼（＝顕頼子）等、偏寓二員仙洞一、疎二遠一所一…」（『玉葉』文治二（一一八六）年正月廿七日条）[15]さえ生まれてくるほど、為隆流とは対比的に位置づけられている。その顕隆は、先の為房任参議譚の後、次のような説話叙述の中に現れる。

鳥羽院大嘗会の御禊に、内大臣にはかに服暇に成て、大納言俊明（＝源）節下をつとむべきよし仰られけるを、江帥（＝大江匡房）もりきゝて、「五代太政大臣の子孫なる右大将をゝきて、受領へたる民部卿この事をつとむ。心得ず」とひとりごちける

を、白河院きかせ給て、げにとやおぼしめしけん、右大将（＝藤原家忠）にあらため仰られけり。江帥に「誠にさやいはれける」と人とひければ、「たしかにもおぼえず、蔵人弁顕隆ものいひあしき人なり」となんいらへける。（二一・三九）

「ものいひあしき人」と形容される本話での顕隆の位置づけは、一見すぐに、為隆ときわめて対照的である、と感知される。しかし、問題はそう簡単ではない。

本話は、鳥羽即位後の大嘗会御禊の節下大臣予定者の内大臣源雅実が、近親者の土御門尼上（伯母）の死去に伴い、喪に服すことになり、休暇をとることの是非が議論された折のこと。『中右記』や『殿暦』の天仁元（一一〇八）年十月十日から二十一日にかけての記事、および『御禊行幸服飾部類』（『群書類従』）所引「天仁大記」に該当する部分がある。殿下（忠実）邸で種々の議論があった後、「人々申旨、令二蔵人弁顕隆奏レ院」（『中右記』天仁元・十・十一）と白河院に伝奏するのが、顕隆であった。しかし、説話本文はこのプロセスを描かないため、突如顕隆への言及がなされており、説話叙述がわかりにくくなっているのである。『中右記』は続けて、夜になって戻ってきた顕隆が、「以二此旨一被レ問二帥卿匡房一也、大略同二人々被レ申旨一」（匡房の意見を聞いてみたところ、大体議定での人々の意見に同じだった）とした上で、院の意見を開陳。結果、「節下」については、「大納言吉例多。民部卿（＝俊明）可二勤仕一」という。しかしその後何故か家忠に変更される。「上臈大納言民部卿〈俊明〉雖レ当二其任一有レ議召レ之（＝家忠）」（「天仁大記」）。だが、敬愛する俊明の人事改変をめぐり、『中右記』等にその事情を伝えない。

大江匡房は、このとき正二位前中納言大宰権帥六十八歳。権帥不赴任で一部に批判があった。三十歳近く年の違う顕隆との間柄の詳細は未調査だが、為房や為隆を願主とする願文を執筆し（『江都督納言願文集』巻五、同六）、『永昌記』にその死を惜む記事がある。『御禊行幸服飾部類』所引「天仁江記」は、二十一日の御禊を詳細に記録しているが（『江記逸文集成』参照）、節下については、「大臣代右大将」という当日の役割の事実の叙述のみ。本話の記述の根拠は不明。

この説話は、後半部、やや暗示的でわかりにくい部分を含むが、節下代理指名の知られざる再変更の裏側に、時の大儒匡房の独り言があり、白河院に重要な影響を及ぼしたこと、さらに事の真偽を問われて、よく覚えてませんな、ととぼけた匡房は、それまで説話には何も言及されない顕隆の名前を出し、唐突に、ものの言い方の適切でないその為人を批判することの説話。『続古事談』の読書対象であった『中右記』には、この時機匡房の公事説の評価にかげりがあるともいう（松本昭彦「『中右記』にみる大江匡房像」『解釈と鑑賞』一九九五―一〇）が、今の記事についてのみ対比すれば、本書の説話には、匡房の意見を聴取しながら、その意見の特徴を識別せずに、院の俊明案を拝受した顕隆の所為は、結果的に匡房の有識を院に伝達できなかったことになり、その不備を、匡房自身の独白が院に伝わる形で匡房自身が埋めなければならなかった、という意味が生じる。説話は、匡房の有識と院の信頼（川口久雄『大江匡房』）を描くと同時に、院に近侍して立身をはかる勧修寺家の代表と見られていた顕隆（『玉葉』前掲）が、「天下之政在二此人一言一」（『中右記』大治四年正月十五日条）と評される言葉の政治力の保持者、君側の奸であろうとすることの危険を、本話の背景に暗示して、その顕隆の

様態を、地の文ではなく、匡房の言葉の引用で、説話叙述が批判的に示している点が重要なのではないか。匡房が没するのは、この三年後、ちょうど為房任参議の年の冬。

こう見れば、改めて、院と帝に対して「をしがらありて、ゆゆし」かった、と『続古事談』が地の文で批評する為隆との、『続古事談』の語りにおける両者への鮮やかな対照性が、浮き彫りにされるのではないだろうか。ただし本話の読解には、なお後考を俟ちたい。

四

同じく匡房が、勧修寺流の口の悪さをめぐる逸話を批評した説話が載る。十一代長者、為房父隆方（一―三十二、三十二）の物語。

（後三条院が伊勢に奉る「宸筆の宣命」の中に「我位につきてのちに、一事として僻事せず」と述べた言葉を、匡房が咎めたため、激怒した院に対し、匡房が）「実政に常陸介隆方を越させられたる事はいかに」と申たりける時、御気色すこしなをりて、さる事ありとおぼしめしいでたるさまにて、よみもはてゞ、宣命はもちてうちへいらせ給にけり。此事は、此君いまだ春宮におはしけるとき、春日詣のありけるに、いづみの木津にて隆方、実政ふなあそびをしてことをいだしてけり。今も昔も勧修寺氏のはらのあしさは、隆方の実政をのることばに、「さまでもなきまちさいはいのをなじやうかな」といひてけり。実政は多年の春宮の学士老者なりければいひける也。実政なく〳〵此事をうたへ申てけり。これをやすからずおぼしめしつめて、御位につかせ給て後、隆方をこされたりけるなり。君もこのことばをふかくおぼしめし知けるにや、其御時までは、出居の御座にて、供御はまいりけるに、「御前に誰か候」ととはせ給ければ、「隆方候」と人の申けるに、「それにむかひてえものくはじ」と仰られて、うちにてぞ供御はまいりける。それらよりやう〳〵此儀はいできにけり。（一・三二）

本話は、「今も昔も勧修寺氏のはらのあしさは」と地の文で批評しつつ、類話[16]の中で唯一、隆方の悪言に「をなじやうかな」という語を描き、「多年の春宮学士老者」であることとかけて、同様の春宮逼塞時代にあった後三条（次話三三は「後三条院は、春宮にて二十五年までおはしまして」と始まる）を直接的に揶揄する隆方を描く。[17]

『今鏡』では、後三条の怒りをかい、人事の当てがはずれた隆方を「うちしめりて出」ていったと叙述、失望の司召し後「次の朝の陪膳」で帝から拒否され、「弁も辞し申して、籠」ってしまった隆方（弁官の辞任は史実ではない）を描くが、故実の起源譚の形式をとる『続古事談』は、そんな風に隆方の弱さを顕在させない。それは、そうと言葉は見えなくとも、頼通の平等院を、「餓鬼道の業」と言い放つ泰憲説話[18]（九・一二代長者）の「はらのあしさ」性を確認させ、

泰賢（＝憲）〈民部卿〉、観修寺氏の人也。宇治殿の御後見也。「平等院つくりていかほどの功徳にてあるらん」と仰られければ、「餓鬼道の業などにてや侍るらん」とぞ申されける。（二一・一一）

良質な硬骨としての為隆説話と連続する。その意味で、「はらのあしさ」という言い方は、確かに、「言いにくいことをはっきり言う直言の同族に対する屈折した自讃とも取れなくはない」（木下資一「『続古事談』と承久の変前夜」『国語と国文学』六五・五、一九八八）。

『続古事談』のそうした表現の方法は、さらに、言葉の上で、「も

のいひあしき」勧修寺流一門の説話として、隆方と、先の顕隆とのイメージを、一部重ねてもみせる。けれども、匡房の言説を梃子のように対比するとき、両者の決定的な違いは明確だろう。すなわち、後三条から負の方向にしか評価されなかった隆方の物言いの活写は、匡房の言葉で一転名誉回復されたのに対し、説話に現れなかった顕隆は、匡房の言葉によってのみ説話に描かれ、「ものいひあしき」批判だけが記される、という対極的な構造である。それは同時に、顕隆説話と対極的であった為隆説話と隆方説話、またさらに泰憲説話とのベクトルの類同性に気づかせ、顕隆説話の差異とを確認させることにもなる点で重要である。

さて、これまでに触れた説孝・泰憲・隆方の三人が『続古事談』に現れる為房以前の勧修寺一門のすべてであり、いずれも勧修寺長者経験者であった。説孝と為房の関わりについては既に述べたが、残りの二人はより直接的に、為房が勧修寺長者であることについて、きわめて深い連関を有する人物であった。

泰憲は、説孝・宣孝たちの兄惟孝の孫にあたり、実は為房の最終官位（正三参議）を越える正二位権中納言を経験した公卿の先達。しかし彼は九代長者となった折、装束をめぐる口論を機に「其後雖レ不レ去二長者一不レ参二八講一」の前歴を有す（『勧修寺古事』）。にもかかわらず、長者は、隆方―為房という直系ではなく、隆方から再び泰憲への形式的な継承を経て、ようやく為房へ委譲された。

第十一代長者隆方の死後、長男為房は長者が持つべき「勧修寺文書」を民部卿泰憲に渡そうとした…泰憲は文書の受け取りを何度も拒否した。為房は「官下臈」であるため自分が長者になるわけにいかず、結局、泰憲邸に赴いて共に御八講を沙汰することになった。泰憲は名目上の長者で、実質上の長者は為房だったのである。（京楽真帆子前掲論文）

その後、泰憲死去（承暦五（永保元、一〇八一）年正月）。そこで為房が探した長者候補者は泰憲養子定俊（四位大膳大夫）であったが拒否され、それで為房は「氏人之中見存蔵人五位上臈予超越人」の有無を確認、実名を挙げつつ「合十人皆是従上従下五位也」（『為房卿記』永保元（一〇八一）年七月十七日条裏書、京大蔵自筆本、東大史料編纂所写真帳）と自らが上臈（正五下）であるとして長者を勤める。為隆の長者継承をめぐる泰憲を想起してなされたあの配慮は、あたかも父為房の経験をなぞるものであった。『続古事談』は、それらの過去と未来をオミットし、結果としての、あるいはゆるぎない所与の為房―為隆という移譲を、「勧修寺家祖」（『続古事談』書陵部本（注8所掲）等二・三七傍記）為房一門「子孫繁昌」の語のもとに、凝縮して表現する。ただし本書は、それらを説明するための人物を過不足なく採録しているのである。

五

はやく本書と勧修寺流藤原氏との関係に着目された志村有弘氏は、「本書には勧修寺一門の説話が多いところから編者と勧修寺一門との交流」を「推測」しつつも、作者を勧修寺流藤原氏の人々の中に求めようとすることについては、「巻第一「後三条院……」の説話で「勧修寺氏ノ腹ノ悪シサハ…」と記し、あるいは巻第二「泰賢民部卿……」の説話に「泰賢民部卿、勧修寺氏ノ人ナリ」と「氏」を使用している点から、編者は明らかに勧修寺一門の人物ではない」と否定的に捉える説を繰り返し主張している。[19]

志村氏の挙げる、「はらのあし」き物言いの意味についてはすでに言及した。後者の「氏」の使用についても、勧修寺家の人々がむしろ自ら一門を積極的に「氏人」と称し、「門流的結合を形成」する点（橋本義彦前掲論文）から、反対の結論への傍証ともなる。

作者比定については今措いて、如上、勧修寺流をめぐる『続古事談』におけるいくつかの傾向、すなわち、勧修寺家長者の系譜を、説孝…隆方―泰憲―為房―為隆…と描きつつ、殊更勧修寺流「中興の祖」たる為房の一門確立の、確固たる後継者として為隆を好意的に描こうとしていること、対して顕隆流に、いささかネガティブ、もしくは冷淡な記述が含まれること、それらを、ひとまず勧修寺流の系譜に重ねて眺めてみよう。

＊傍線を付した者が『続古事談』に登場する人物、括弧内は長者代数。為房以前、『続古事談』に関連しない人物は多く省略に従う。[20]

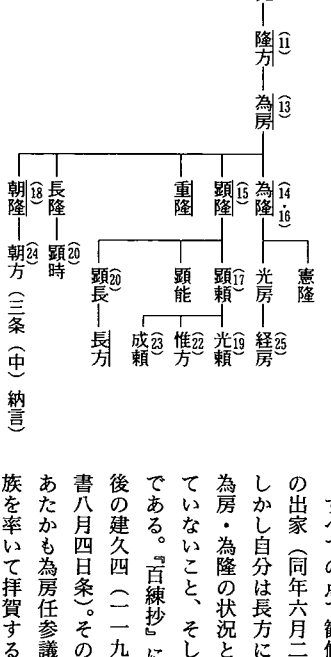

この系図につけば、為隆の二度目の長者以降、勧修寺長者は再び顕隆一流を軸に九代ほども為隆流を離れ、経房（吉田大納言）の代に、ようやく長者が戻ってくる、という事実に注目される。『続古事談』の勧修寺長者為隆流への偏重を見るに、この経房周辺に、一つ重要なエポックがあることが知られるであろう。

勧修寺流長者相承の条件について、朝方との間で、次のようなやりとりがあったと、経房自ら述べている。それはあたかも既視感のように、為房・為隆のそれと相似形である。

三条納言被レ示云、勧修寺長者事、可レ渡二文書一之由一日□事如何。予答云、納言与レ之間、経二顕官一人有二六人一。頼憲・長方・為親・重方・光方・行隆等也。其中至二于長方卿一者、年不レ老、身無レ病、昇二納言一為二上臈一。□忽然受二頓病一出家。愚身已為二第二一。非二人々□所レ授也。是又氏三宝令二能受一歟。然而当時長者無二指障一不レ可レ被レ避。今暫可レ被レ帯之由答レ之…（『吉記』文治元（一一八五）年七月十一日条）。[21]

すべての点で勧修寺家氏長者筆頭の候補だった長方は、この直前の出家（同年六月二十五日、『玉葉』）によりその資格を放棄した。しかし自分は長方に次ぐ「第二」候補に過ぎない、と経房は語る。為房・為隆の状況と異なっているのは、経房の父光房は長者になっていないこと、そしてこの時彼が結局長者相承を容れなかったことである。『百練抄』に拠れば、経房が勧修寺長者を勤めるのは、八年後の建久四（一一九三）年（「民部卿〈経房〉氏長者以後初入寺」同書八月四日条）。その五年後建久九年十一月十八日、新大納言経房は、あたかも為房任参議の盛儀に倣い（本論冒頭参照）、嫡子定経ほか同族を率いて拝賀する（『百練抄』、平山前掲書）。

しかし、経房にとって何より大きな問題はこの後起こる。嫡子定

経の突然の出家と「義絶」（正治元年、『尊卑分脈』）である。系図には載せなかったが、翌正治二年、経房自身の出家と死を経て、勧修寺長者は再び顕隆流に移り、少なくとも『続古事談』成立周辺に、長者が為隆流に戻ることはなかった（十三世紀半ばの経房曾孫経俊は久しぶりの当流長者経験者）[22]。

『続古事談』において、名前が記されて登場する勧修寺流一門人物としては、唯一、長者になっていない長方は、本書において実にしばしば登場し、顕彰され、詳述される（一・三一、二・一四、二一、二四、六・四）。長方は顕隆流。その子宗隆・長兼ともに勧修寺長者となっており、その長兼を、近年『続古事談』作者に比定する説がある[23]。一方、本書は、肝心の経房については、なぜか全く触れるところがないのである。

このように、『続古事談』の描く世界には勧修寺流長者継承をめぐる光と影が交錯し、潜伏する。そして作品世界は為隆流長者継承者経房を明確に照らし出しながら、彼を描かず、しかもその後は長者がこの流を離れてしまう。となれば、『続古事談』世界のキーパーソンには、経房と「義絶」という相応のしこりを残して出家し[24]、それがこの流の長者継承の放棄を結果した、定経[25]が浮かび上がる。定経には出家による長者継承権の放棄という、長方が見えやすい事情もあるだろう。長兼『続古事談』[26]作者説の一傍証に、『六代勝事記』作者説が挙げられることがあるが、定経は、近代的研究の中ではじめて『六代勝事記』作者に比定された。後鳥羽院を露骨に批判するこの書の著者を彼に比定することには問題少なしとしないけれども[27]、この定経的存在がどのように『続古事談』世界の形成に関わるのか、また、経房を描かないことと長方尊崇について、問題をいくつか詰めておくべき点がある。本稿は、如上の作品世界を貫く勧修寺流系譜意識の分析から定経へ焦点を合わせるに止め、定経への考察が提示するいくつかの問題の詳細については、紙数の都合もあり、別稿を用意したい[28]。

注

（1）『続古事談』の引用は、名大小林文庫本（国文学研究資料館紙焼）による。なお『続古事談注解』（以下『注解』と略称）及び諸本を参照して本文を改めたところがあるが、問題となる箇所以外は注記しない。説話番号は同書依拠。

（2）本話と『中右記』との出典関係については、志村有弘「『続古事談』研究序説」（『中世説話文学研究序説』、一九七四）、田村憲治「『続古事談』」（『説話と言談の研究』、一九九五、初出八七）は、否定的もしくは慎重な言及。しかし、磯水絵「『続古事談』の編纂意識について」（堀河天皇圏の音楽伝承について――楽家の伝承と『続古事談』――」（『説話と音楽伝承』、二〇〇〇、初出一九七六及び九一）、神戸説話研究会編『続古事談注解』（一九九四）等の出典研究により、『中右記』が本書の典拠資料の一つであること（抄出・部類本等の形態を含めて）が確定された。ただし、本書は必ずしも典拠資料をそのまま祖述するわけではないので、差異のあることが出典関係の是非を確定する絶対条件にはならない。以下、『続古事談』の出典及び注釈的読解については、上記の諸書に負うところも多いが、煩雑になるため、問題となる箇所以外は注記しない。

（3）本書二・四一で、出典の『宇槐記抄』の「余（＝忠実）問曰不怖火災乎」（仁平三年四月十五日条、「増補史料大成」）という本文を、「京中火災おそるべし」と人申ければ」と改変する如き手法。なお類似した記述は為房没後、『兵範記』保元元年七月二日条に鳥羽法皇の葬儀に関する「存日遺詔」を示しつつ次第を記述する末尾に、葬儀が遺言通り執行された例として為房のこと（永久三年四月二日）が記された最後に、「雖二凡人子孫一、非二繁昌之者一哉」（「増補史料大成」）と類言が記される。また延慶本『平家物語』巻二中、為房任参議後の公卿僉議での活躍を「彼為房卿ハ、君ノ為ニ忠アリ、人ノ為ニ仁ヲハシケリ。サレバ今、子孫繁昌シ給モ理ナリ」（後二条院ノ宮事）「延慶本平家物語本文編」による）と評す（『盛衰記』にも）。『平家物語』叙述上の問題を含むとされる（武久堅

「平家物語と勧修寺流の人々――院政期中級貴族の位置」『平家物語成立過程考』、一九八六）記述でもあるが、今は問題をこの二書の関係に限定する。

（4）『尊卑分脈』等を踏まえていえば、母は、忠通乳母讃岐宣旨（法橋隆尊（宣孝孫、隆佐子）女子）。

（5）ただし、本書には、朝隆の名前も、「殿上の一種物は…蔵人弁朝隆、三献のかはらけとる」（一・二二）と一カ所見える。彼を抹消しようと言うのではなく、あくまで軽視の叙述である

（6）『勧修寺古事』（同書の引用は当面「続群書類従」本『勧修寺旧記』により、京大蔵本を東大史料編纂所写真帳で参照。なお当該箇所は『公家と儀式』京都大学文学部博物館図録第5冊、一九九一にも影印）。藤原説孝と勧修寺流藤原氏については橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」（『平安貴族社会の研究』、一九七六）参照。なお後述する。

（7）説孝の最後の決断を「続古事談には、官途の昇進に望を断って実利の多い播磨守に転出したもの」（橋本義彦）。数代遡ってみても、彼以前の左大弁は、ほぼみな権中納言（もしくは中納言）に昇進している（一条朝初頭に大江斉光は、辞任後まもなく亡くなっており（『公卿補任』）例外であろうが、彼は、蔵人頭を経、参議であった）。彼が蔵人頭も経ず、参議にもなれず、播磨の守に転じているのは、きわめて異例である。そして播磨守の前任者は、皮肉なことに道方であった（『公卿補任』）。

（8）「以勧修寺家本令書写畢／寛政六四三　資愛（＝日野）」という識語をもつ宮内庁書陵部蔵本（265/1028）ほかいくつかの伝本が、この二話の間に高藤流藤原氏の系譜を傍記していることも重要である。

（9）第二篇第五。顕隆を葉室一流祖とし、同流を「称二嫡家一」することの注記。同篇第四の高藤公孫の系図においては兄弟順。ただし同趣の注記あり。

（10）『中右記』『弁官補任』、『蔵人補任』、『衛門府補任』、『公卿補任』ほか。

（11）高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」――勧修寺流藤原氏を例として――」、『日本中世の家と家族』（一九九六）。なお橋本前掲論文、平山敏治郎『日本中世家族の研究』（一九八〇）他参照。

（12）京楽氏前掲「平安時代の「家」と寺」。『兵範記』保元元年七月二日条は、父為房の遺言に従って「広瀬龍田祭日」を行った主体を「為隆卿以下」（増補史料大成）と記す。

（13）叙述から消された「孫」たち（前掲『中右記』）には、顕隆嫡流の顕頼はいても、為隆流を実質的に受け継ぐ光房は含まれない（後掲系図参照）。なお『続古事談』総体の説話叙述上の「家系」へのまなざしについては松本昭彦「「家系」への注視――『続古事談』編者の方法――」（『国語国文』六四・一、一九九五）に論がある。

（14）上記に触れた以外には（四・一五）「六角堂の如意輪観音」について、「天治二年十二月五日京中大焼亡に、この堂はやけにけり。左大弁為隆の侍、としごろつかうまつりける。此本尊を取出したてまつりけり」と為隆の名前は見える。

（15）『玉葉』は、国書刊行会本および『玉葉・吾妻鏡データベース』による。なお、この記述は、九条家への「大蔵卿宗頼初参」に関するものである。彼の兄は、治承三年の政変で新摂政となった基通の家司を任ぜられた光雅（『玉葉』治承三・十一・二十七）で、以下「光雅朝臣（宗頼兄）、依二故早禅門之命一、為二当時摂政（＝基通）之執行家司一（摂政始時也）」、それが、「其後」、文治元年十二月二十八日条にいうように、頼朝追討の後白河院宣（「光雅朝臣被レ下二追討宣旨一了」）を奉じたことで、頼朝から解官される。「忽変二君臣之儀一、被レ改二定執事一了（在二子細一云々）」。しかしこの「光雅雖レ為二宗頼之兄一、父之所レ用不レ及二宗頼一云々。今有レ志初参本懐云、是感悦不レ少者歟」と続く。

（16）『今鏡』は、「実政まづ船など設けて渡らむとしけるを、隆方おしさまたげて「待ち幸ひする者、なにに急ぐぞ」など、ないがしろに」言ったという。『愚管抄』は、「コレハ東宮ノ御時、実政ハ東宮学士ニテ祭ノ使シテワタリケルヲ、隆方ガサジキヲシテ見ケルガ、タカラカニ「マチザイハイノシラガコソ見グルシケレ」ト云タリケルヲキ、テ、マツリハテ、イソギ東宮ニマイリテ、「マサシク隆方ガカ、ル狂言ヲコソキ、候ツレ」ト申タリケルヲ、キコシメシツメテ」（「旧大系」）とある。「をなじやう」「多年の春宮の学士老者なりければいひける也」と、東宮への揶揄を直接的に警句に表現しているのは本書のみ。

（17）後三条が、即位後、かつて自分を軽侮した臣下を冷遇しようとする、というのは、後三条説話の一つの類型（『古事談』一・六四の後三条と隆国と同子孫の関係等）だろう。

（18）諸本「泰賢」。音読みによる当て字であろう。『尊卑分脈』に、藤原公基の父保家について、その母を民部卿藤泰兼女とする、泰兼も同様か（川端善明氏ご教示）。

（19）引用は、志村有弘「中世説話集と編者」（『説話文学の構想と伝承』、一九八二）によるが、この説の詳細な検証は同氏「「続古事談」研究序説」（『中世説話文学研究序説』、一九七四）に述べられる。

（平安京文化研究会第六十五回例会、二〇〇二年十二月十五日於大阪大学）と題する発表に関連。

――本学大学院助教授――

(20) 系図については『尊卑分脈』を基に、勧修寺長者の代数比定を行った橋本義彦・京楽真帆子・高橋秀樹諸先行論文と、松園斉『日記の家――中世国家の記録組織――』第九章「勧修寺流藤原氏」、一九九八）を参照して提示した。

(21) 引用は「増補史料大成」及び高橋秀樹前掲論文による。経房はこの時長者とならず、後建久四年長者（『民部卿〈経房〉氏長者以後初入寺』『百練抄』建久四年八月四日、「新訂増補国史大系」）。欠文多く読みにくい部分があるが、これは、「経二顕官一人」が勧修寺家長者の資格になったことを考える重要な発言であるとされる（高橋秀樹前掲論文）。なお武久堅前掲書「〈付録〉吉田資房略年譜稿」を参照した。

(22) 平山敏治郎氏に拠れば経房出家後、唐突に継承された長者は光雅（堀川中納言、『勧修寺古事』）、しかし、彼は八講を勤めることなく、経房出家・没（閏二月十一日）の直後三月六日に権中納言を辞職、同八日出家、九日没。次代長者は、これも上臈の順に沿い光雅弟宗頼（二条大納言、『勧修寺古事』）。彼が建仁元（正治三）年八講の長者入寺（「長者納言」（『三長記』）「増補史料大成」）。しかし彼も二年後建仁三年正月没。普通に公卿を続けていれば、遅くともこの時点での定経が長者になるはずであった。以後、―宗隆（長方男）―親雅（親隆男）―長房―長兼―光親と続き（前掲書）、いずれも為隆流ではない。

(23) 木下資一「『続古事談』と承久の変前夜」、また『注解』解説等参照。

(24) 「義絶」の中世的意味については三浦周行『法制史の研究』等参照。

(25) 定経（一一五八～一二三一）の母は従三位平範家女。その伝記の概括については、『平安時代史事典』参照。および、歌人としての履歴を踏まえ要を得た記述が中村文「文治二年十月経房家歌合をめぐって」（『和歌文学の伝統』、一九九七）になされている。

(26) 木下資一「『続古事談』長兼編者説再論――任子説話の位置のことなど――」（池上洵一編『論集説話と説話集』、二〇〇一）。

(27) 和田英松『本朝書籍目録考証』に定経作者説が提唱され、武久氏前掲書がその意義と問題点を指摘。もっとも新しい詳細な研究である弓削繁「中世の文学」解説（二〇〇一）は序文の「応保の聖代に生て」とある点が保元三年生まれの定経と合わず「致命的」という。しかし同文は「高倉の明時につかえた、との句と対であり、「応保の聖代」を二条天皇代の象徴的表現と理解して立論する和田説の根拠自体は必ずしも崩れていないと考える。勿論、そのことと同書作者比定の是非は別の問題である。

(28) 荒木浩「勧修寺流藤原氏と『続古事談』作者――藤原定経の周辺――」